

## 講演資料「特許情報データベースについて」

湯浅 陽一

### 1. はじめに

特許については、よくご存じの方が多くと思いますが、本日は特許情報データベース、特許電子図書館のことなどをお話しいたします。主に私が(財)工業所有権協力センター(Industrial Property Cooperation Center 略称IPCC)に勤務した6年半ほどの間に経験した特許関連のお話であります。

ここにIPCCとは「工業所有権に関する手続き等の特例に関する法律」に基づき1985(昭和60)年に設立された、特許庁の審査等への協力を主要事業とする、経済産業省の所管公益法人であります。IPCCは全国各社の種々の技術分野の技術者を集めて事業を遂行中ではありますが、現在では1100名を超える技術者を擁しています。私はIPCCに勤務中に、特許情報データベースを作成する作業の一部を担当し、またこれを用いた検索作業を経験しました。またIPCCに勤務中は業務に関連して特許審査官と接触する機会があり、特許庁や特許審査について垣間見ることができました。

昨今技術面だけでなく、社会的にも特許の話題が多くなっています。日本技術士会の本機械部会例会でも昨年11月に「特許事務所における技術士の役割」(\*1)と題して渡部厚夫氏の特許に関連する講演がありました。

新聞紙上をにぎわした職務発明の対価支払いが問題になり訴訟に発展している「青色発光ダイオード」、「人工甘味料」のことはよくご存じだと思います。一方、ノーベル賞の田中耕一さんは、研究第一ということと、お人柄からか職務発明対価にはあまりご関心がないようです。

田中耕一さんのノーベル化学賞の受賞理由については「月刊・技術士」2月号に湖上国夫氏が解説(\*2)しておられますが、このノーベル賞化学賞につながった発明は特許出願公告 平4-50982の特許公報に示されているものと思われます。

本日お話しする特許情報データベースについて、お話しをする都合で、はじめに特許出願から審査までの流れを述べます。

### 2. 特許出願と審査

研究開発により発明が完成したとき、一般には弁理士の援助を受けて出願書類を作成し特許出願します。このごろは電子出願など昔とは形式が変わっていますが、出願書類と出願料が必要なことには変わりありません。

出願後1年6ヶ月を経過すると、その発明は公開特許公報により公開されます。特許を権利化するためには審査請求をする必要があり、これは出願後3年以内に短縮(2001年10月1日以降、従来7年)されています。審査(実体審査ともいいます)の結果、特許査定されると特許料納付により登録されて特許公報により公告され、異議申し立てなどなければ特許権となります。なお特許権存続の期間は出願の日より20年間です>(\*3)

特許の出願と審査請求は年々増加する傾向にあり、毎年40万件余の出願と、25万件を超える審査請求が行われ、11万件の特許査定がなされています。審査官の人数は特許・実用新案関係で1100人であり、審査官一人1年に200件を超える審査を行うこととなります。また、審査請求件数の増加だけでなく、出願内容の複雑化もあって審査期間の長期化(2001年で28ヶ月)が問題になっています>(\*4)

実は、特許審査期間の長期化の問題は、今日に始まるものでなく、1980年代にはもっと長年月を要していたので、これを米国特許だけが差別されたとの誤解を受けて日米貿易摩擦の一つの柱にされたこともありました。この問題を解決するために、ペーパーレス計画(\*5)として、特許情報のコンピュータデータベース化、特許情報検索システムの構築が進められました。データベース構築作業と検索システムを利用した検索作業などの一部は特許庁から指定調査機関であるIPCCに外注されるようになったのであります。

さて、特許審査ではその出願された発明が新規であるかを調査する必要があります。(他の要件の調査も行いますがここでは省略します。)先行技術文献として公知の学術文献などに出願以前に

公表されていないかを調査しますが、一般の学術文献を証拠として使用するには、その公知日を法的に証明しなければなりません。この証明には、国会図書館など公的機関の受入日の日付印、受け入れ証明書を必要とします。一方、特許公報は、出願日など法律文書としてそのまま有効であり、また、文章も（一般人にはわかりにくいのですが）法律に適合するように記載されています。したがって特許審査に使用される先行技術文献としては、大部分が特許公報（特許公開公報、実用新案公報を含む）が用いられます。ここに言う特許情報データベースとは、特許公報（実用新案、意匠、商標を含む）をコンピュータデータベース化したものであります。

特許情報がコンピュータデータベース化される以前は、審査官の背後の壁面一杯に書棚が設けられ、そこに分類されて黒表紙で分厚く紐綴りされた特許公報（分冊と呼んでいました）がびっしりと並んでいました。ベテランの審査官は、審査する出願書類を一読すると、「あの棚の何番目、左から何番目の分冊で、前から三分の一くらい、黄色く色が変わったページのすぐあとくらいに先行出願があったはず」などとたちどころに公知文献を見つけて拒絶査定をする、という伝説さえありました。しかし、このような名人芸が通用しない場合の先行文献調査では、分厚い分冊を1ページ、1ページ手めくりで開いて、目で見ながら読みながら目的の文献を探ることが必要であり、大変な労力と時間を必要としていました。

この分冊の綴りを作るのに、以下に述べる国際特許分類と、さらにこれを細分化した日本特許庁独特の識別記号を利用していました。

### 3. 特許の分類とFターム検索

国際特許分類は特許、実用新案の内容を国際的に共通して分類し、記号化し、特許公報などの保管、整理、検索、審査に役立てようとするもので、世界約50カ国が採用しています。技術の進歩に併せて数年ごとに改訂され、2003年1月からは第8版が発効する予定と聞いています。

国際特許分類は8セクション（A～H）これを枝分かれ状に細別する階層構造のクラス、サブクラス、メイングループ、サブグループに分類されています。（\*3）サブグループまでの分類の全てを掲載した国際特許分類表はA4版で厚さ10センチに達します。

この国際特許分類は、主として出願件数が多い分野を細分し、出願件数が少ない分野を粗くするなど特許審査官の経験をもとに、しかも国際的に各国が妥協する形で分類しているので、一般の技術者などから見ると必ずしも理論的にわかりやすい分類ではないことに注意が必要であります。

わが国で発行される特許公報には1973（昭和48）以降国際特許分類記号（以下IPC分類記号）が付与され、また、それ以前に発行された特許公報などの審査資料の全てにも遡ってIPC分類記号が付与されたので、先行文献調査の検索などに利用できるようになっています。

それぞれの特許公報に付与されたIPC分類記号は、特許公報のフロントページ左上の「Int.Cl.」の下側にサブグループまで（例：「G01N 21/62」）表示されています。「Int.Cl.」の右肩の指数のような数字「5」は第5版による分類を示しています。

日本ではこの国際特許分類の分類だけでは粗すぎるために、IPC分類記号に追加して独自の分類を行っております。特許公報の識別記号がそれ（例：「G01N 21/62 V」）であります。これは前述の黒表紙の分冊に対応し、分冊識別記号とも呼ばれます。しかしこの1冊の分冊のなかに多いものでは数万件の特許公報が入っていますので、さらに細かく分類したFI記号という分類記号が付与されています。十分に細分されたFI記号が整備された分野では、このFI記号を用いて特許公報の検索を行うことができます。（\*8）

しかしながら、多くの分野ではさらに先行文献調査を能率的にするために、FI記号をいくつかまとめたグループごとに種々の角度から多観点分類するFターム記号の開発が行われ、特許公報1件ごとにFターム記号が付与されています。多観点とは、例えば、流体の分類、用途の分類、形式の分類、部分の分類、構成上の分類、目的効果の分類などです。Fタームの一例と、これを利用した特許出願に対する先行文献調査のための検索の実施方法は概略次のようです。

特許審査用にFタームを用いて先行文献調査を行う場合には、まず、特許出願明細書（以下「本願」と略します）を分析してFターム記号で検索論理式をたてます。この検索論理式をコンピュータ端末から特許情報データベースに入力して、検索を実行します。特許情報データベースには、特許文献を蓄積するほかに、検索論理式を取り扱う検索システムも搭載されています。

一般的には検索論理式に該当する文献は複数件検索されますので、検索件数が多すぎれば検索論

理式を立て直して再検索するなどします。検索論理式に該当する適当数の文献が検索されたならば、その中から、本願に一致するものがないか精査します。本願に一致する先行文献が発見されれば、本願は新規性がないこととなります。本願に一致する先行文献が発見されなければ、検索範囲を変更する検索論理式を再入力して検索を繰り返します。

#### 4．特許電子図書館（IPDL）

これまでに述べた特許情報データベースの構築は、特許の出願、審査、登録、公報発行などの一切をコンピュータ化するいわゆるペーパーレス計画(\*5)の一環であります。これの完成により先に述べた審査官の背後にあった書架と分冊は全て廃止されました。また、特許庁2階に設けられ一般に公開されていた特許資料室の書架と特許公報分冊も廃止されています。

特許資料室の書架と分冊に代わるものとして、特許庁2階には特許情報データベースに接続するコンピュータ端末が設置され一般に公開されています、このほかにこの特許情報データベースを、特許庁のホームページの中に特許電子図書館（Industrial Property Digital Library、略称IPDL）として、インターネットを通じて無料で一般公開されています。

IPDLには明治以来の全特許公報、実用新案公報、意匠、商標などの4000万件の工業所有権情報が蓄積され、その検索システムが公開されているので、特許出願前の先行文献調査、登録特許に対する異議申し立て資料の調査などに利用することができます。

利用の形態としては、上述のFターム、FI記号を用いて検索論理式をたて検索システムを利用して目的文献を検索する。同様にしてIPC分類記号で検索する。最近の電子出願特許公報についてはテキスト検索する。特許番号から特許文献を表示し印刷する。そのほかIPC分類、Fタームなどの解説を表示する。などなどがあります。

特許庁ではこのIPDLの利用を促進するために特許電子図書館検索マニュアル(\*6)、特許電子図書館ガイドブック(\*7)を無償で配布するとともに、(社)発明協会の協力を得て各都道府県に検索アドバイザーを配置してIPDL利用相談に応じ、IPDL利用のための説明会、講習会(\*8など)を無償で開催しています。

しかしながら、IPDLは特許審査官の審査促進を目的に開発された特許情報データベースをほぼそのまま一般に開放しているので、これを自在に利用するのは必ずしも容易ではありません。特許に関する知識とIPDL利用の習熟が必要であります。

また、特許情報の全てを検索できないことにも留意する必要があります。公開特許公報は、特許出願1年6ヶ月後に公開されることはご承知のとおりであります。

#### 5．まとめ

5.1 特許情報データベースは特許電子図書館（IPDL）として特許庁ホームページの中に無料で公開されています。

<http://www.jpo.go.jp/indexj.htm>

5.2 特許電子図書館検索マニュアルは(社)発明協会が無償配布しています。

<http://www.jiii.or.jp>

5.3 IPDLを自在に利用するには、特許知識と、利用習熟が必要であります。

5.4 IPDLを利用して全ての特許情報を検索できないことに留意する必要があります。

#### [ 文献 ]

(\*1)技術士15年1月号

(\*2)技術士15年2月号

(\*3)工業所有権標準テキスト 特許編 2002年第2版4刷 (社)発明協会

(\*4)特許行政年次報告書 2002年版 2002年9月 特許庁編 (社)発明協会発行

(\*5)特許法概説(第13版) 吉藤幸朔著、熊谷賢一補訂、2001年11月 有斐閣発行

(\*6)特許電子図書館検索マニュアル 2001年3月 特許庁・(社)発明協会

(\*7)特許電子図書館ガイドブック 2001年12月 工業所有権総合資料館、(社)発明協会

(\*8)特許電子図書館公報テキスト検索上級編講習会資料 神奈川県知的所有権センター支部

以上

